

静岡県公立大学法人の規程等に関し必要な経過措置を定める規則

平成 19 年 4 月 1 日 規則第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡県公立大学法人（以下「法人」という。）の成立並びに静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部（以下「県立大学等」という。）の設置者変更認可に伴う県立大学等に関する従来の規程の経過措置等について、必要な事項を定めるものとする。

(旧大学の規程に関する経過措置等)

第 2 条 旧大学（平成 19 年 3 月 31 日までの県立大学等をいう。以下同じ。）において定めていた規則その他の規程であって、平成 19 年 3 月 31 日に効力を有していたもの（制定者が平成 19 年 4 月 1 日に廃止する旨決定した規程を除く。）については、法人において新たにこれに相当する規程等を定めるまでの間は、当該規程の内容が地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）その他の関係法令及び静岡県公立大学法人組織規則（平成 19 年規則第 5 号）その他の法人の定める規程等の内容又は趣旨に反しないものについては、なお、必要な読み替えを行って適用する。

2 前項の場合において、法人は、できる限り速やかに、新たな規程等の制定その他の措置を執るものとする。

3 旧大学の規程で、法人において必要な読み替えを行って適用するものについては、その制定者にかかわらず、理事長が廃止することができる。

(旧大学に対して適用のあった静岡県の関係規程に関する経過措置等)

第 3 条 旧大学又は旧大学の職員について適用されていた静岡県の条例、規則、訓令及びこれらに基づく通達その他の規程等（以下「静岡県の関係規程」という。）のうち、法人の規程に相当する規定がないときは、関係法令及び法人の定める規程等の内容又は趣旨に反しない限り、必要な読み替えを行って準用するものとする。

2 旧大学において使用していた静岡県の関係規程により定められた様式等について、法人において相当する様式等を定めていないときは必要な修正を行って使用することができる。

3 前 2 項の場合において、法人は、できる限り速やかに、新たな規程等の制定その他の措置を執るものとする。

(疑義が生じた場合の措置)

第 4 条 第 2 条第 1 項又は前条第 1 項若しくは第 2 条の規定による読み替え、若しくは従前の規程の効力等について疑義が生じたときは、理事長が決定する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。